

# 放課後児童対策 パッケージ

子ども未来部 アフタースクール課

# 令和7年度(2025年度)の待機児童数について

令和7年(2025年)5月1日時点 放課後児童クラブを利用できなかった児童数(待機児童数) (待機児童数が100人以上いる市町村)

市区町村名	①令和7年5月1日時点待機児童数(確報値)							②放課後児童クラブ以外で自治体が関与している 放課後のこどもの居場所を提供する事業の実施状況										③令和7年10月1日時点待機児童数(速報値)						④増減	⑤対象学年	⑥登録児童数
	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	実施の有無	児童数把握の有無	利用児童数						合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生				
										合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生								6年生			
1 東京都杉並区	481	12	31	191	207	39	1	○	○	359	4	25	160	145	25	0	68	0	5	32	22	9	0	110	小学6年生まで	6,301
2 兵庫県宝塚市	329	27	24	77	159	29	13	○	×	-	-	-	-	-	-	-	145	13	15	30	71	11	5	15	小学6年生まで	2,350
3 兵庫県尼崎市	323	18	69	131	61	31	13	○	○	283	14	68	117	54	22	8	188	4	40	81	40	18	5	54	小学6年生まで	3,447
4 千葉県市川市	283	4	2	4	121	116	36	○	×	-	-	-	-	-	-	-	93	0	1	1	36	43	12	78	小学6年生まで	5,852
5 東京都中央区	275	26	102	106	34	7	0	○	○	215	24	77	85	22	7	0	201	16	63	86	29	7	0	49	小学6年生まで	1,291
6 神奈川県茅ヶ崎市	257	31	27	52	95	46	6	○	×	-	-	-	-	-	-	-	6	0	1	1	1	3	0	57	小学6年生まで	2,145
7 兵庫県姫路市	255	60	19	13	125	28	10	×	-	-	-	-	-	-	-	-	19	6	3	2	7	0	1	30	小学6年生まで	4,736
8 神奈川県藤沢市	254	46	37	36	52	55	28	○	×	-	-	-	-	-	-	-	25	4	6	4	5	2	4	80	小学6年生まで	4,463
9 東京都目黒区	246	29	36	87	72	21	1	○	×	-	-	-	-	-	-	-	189	30	36	59	53	10	1	32	小学6年生まで	2,558
10 埼玉県所沢市	227	35	29	36	76	36	15	○	○	63	7	9	13	24	9	1	151	22	22	21	57	20	9	-165	小学6年生まで	3,528
11 東京都葛飾区	227	6	27	53	107	25	9	×	-	-	-	-	-	-	-	-	168	5	10	41	94	16	2	-156	小学6年生まで	5,075
12 東京都立川市	219	2	62	87	50	12	6	○	○	164	2	45	72	35	6	4	83	3	28	31	14	5	2	-23	小学6年生まで	1,878
13 兵庫県西宮市	218	28	46	32	112	0	0	○	×	-	-	-	-	-	-	-	86	10	21	17	38	0	0	44	小学3年生まで	5,056
14 埼玉県朝霞市	209	12	32	100	56	4	5	○	×	-	-	-	-	-	-	-	164	8	25	92	32	3	4	12	小学6年生まで	1,813
15 埼玉県越谷市	208	10	15	32	102	43	6	○	○	22	0	4	5	10	3	0	7	0	0	1	4	2	0	-187	小学6年生まで	3,708
16 埼玉県さいたま市	197	2	30	83	66	12	4	○	×	-	-	-	-	-	-	-	19	1	3	3	7	4	1	-91	小学6年生まで	14,116
17 大阪府東大阪市	197	20	29	46	62	29	11	×	-	-	-	-	-	-	-	-	32	0	4	11	14	2	1	61	小学6年生まで	4,663
18 静岡県浜松市	189	1	14	77	83	12	2	○	×	-	-	-	-	-	-	-	49	2	8	14	16	8	1	-13	小学6年生まで	7,890
19 東京都足立区	179	13	34	62	43	20	7	○	×	-	-	-	-	-	-	-	130	2	28	51	26	17	6	-209	小学6年生まで	5,383
20 宮城県宮崎市	175	23	33	67	37	14	1	○	×	-	-	-	-	-	-	-	201	6	36	101	47	9	2	2	小学6年生まで	4,884

令和7年度(2025年度)の待機児童数で全国2位(こども家庭庁、昨年12月公表)

# 待機児童数の推移

放課後児童クラブの待機児童数（各年4月1日時点）

●児童数及び申請状況	2008	2015	2016	2021	2022	2023	2024	2025	2025-2016
	H20	H27	H28	R3	R4	R5	R6	R7	増減
児童数計	13,127	12,479	12,348	11,990	11,837	11,631	11,446	11,222	△ 1,126
対象児童数	6,612	8,216	12,348	11,990	11,837	11,631	11,446	11,222	△ 1,126
低学年	6,612	6,268	6,127	5,886	5,800	5,626	5,533	5,422	△ 705
高学年（対象分）		1,948	6,221	6,104	6,037	6,005	5,913	5,800	△ 421
普通学級	12,974	12,223	12,052	11,462	11,275	10,992	10,730	10,463	△ 1,589
特別支援学級	153	256	296	528	562	639	716	759	463
申込数（入所+待機）	1,333	1,784	1,868	2,307	2,407	2,372	2,612	2,694	826
低学年	1,308	1,587	1,634	1,958	2,050	2,090	2,238	2,302	668
高学年	25	197	234	349	357	282	374	392	158
待機数	34	116	12	121	237	123	323	341	329
待機低学年	34	56	0	27	96	49	152	135	135
待機高学年	0	60	12	94	141	74	171	206	194
4年		60	9	72	99	50	131	163	154
5年			3	16	33	19	26	29	26
6年				6	9	5	14	14	14
申込率	20.2%	21.7%	15.1%	19.2%	20.3%	20.4%	22.8%	24.0%	9%
低学年（率）	19.8%	25.3%	26.7%	33.3%	35.3%	37.1%	40.4%	42.5%	16%
高学年（率）		10.1%	3.8%	5.7%	5.9%	4.7%	6.3%	6.8%	3%

## 低学年（2016-2025比較）

児童数 → 705 減  
 申請数 → 668 増

共働き世帯の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズが上昇し、低学年の申請率が急上昇

定員拡充が追い付かない中、押し出される形で高学年（4年生）の待機増に影響

# 令和8年度（2026年度）の待機児童数について

## 令和8年度（2026年度）待機児童シミュレーション

低学年

	公設定員	受付人数	公設待機 (B-A)	民間定員	受付人数	民設余裕 (E-D)	官民合算待機 (C+F)	夏期臨時①	最終待機 (G-H)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	
仁川小	80	100	20	70	39	-31	-11		-11
光明小	40	43	3	0	0	0	3		3
末成小	80	109	29	0	0	0	29		29
西山小	80	102	22	65	47	-18	4		4
第一小	80	109	29	120	93	-27	2	2	0
宝塚小	80	100	20	90	105	15	35	6	29
売布小	80	107	27	58	52	-6	21	2	19
小浜小	90	103	13	0	0	0	13		13
安倉小	80	92	12	0	0	0	12	1	11
安倉北小	80	76	-4	0	0	0	-4		-4
長尾小	80	105	25	169	119	-50	-25	1	-26
長尾南小	80	117	37	60	56	-4	33		33
山手台小	140	145	5	0	0	0	5		5
	1,070	1,308	238	632	511	-121	117	12	105

※夏期臨時①：当初応募の段階で、夏期休業中のみの利用で足りると答えた方

全23校中12校で低学年の申請のみで待機発生

その内、その校区内にある民設の学童クラブの空き状況を差し引いた最終待機でも、9校が低学年のみで待機が生じる



低学年だけでも絶対数が不足

# これまでの待機児童対策の方針と定員確保の状況

## H26.12月 たからっ子「育み」プラン H27-H31

### 子ども子育て支援事業計画

確保方策：「低学年で供給不足の多い校区を優先に、かつ施設確保の目途が立つものから、原則として民間学童保育を実施することにより受入枠を増やします。」

## R2.2月 たからっ子「育み」プラン（後期計画） R2-R6

### 第2期子ども子育て支援事業計画

確保方策：「低学年で供給不足の多い校区を優先に、施設確保の目途が立つものから、原則として民間放課後児童クラブを実施することにより対応します。」

●これまでの定員確保状況	2008	2015	2016	2021	2022	2023	2024	2025	2025-2016
	H20	H27	H28	R3	R4	R5	R6	R7	増減
定員数	1,625	1,915	2,079	2,340	2,304	2,384	2,379	2,464	385
地域児童育成会	1,600	1,738	1,756	1,847	1,816	1,816	1,816	1,826	70
民間放課後児童クラブ	25	177	323	493	488	568	563	638	315
入所児童数	1,300	1,668	1,856	2,186	2,170	2,249	2,289	2,353	497
地域児童育成会	1,275	1,507	1,604	1,740	1,688	1,679	1,727	1,758	154
民間放課後児童クラブ	25	161	252	446	482	570	562	595	343
民間放課後児童クラブ施設数	1	7	12	18	18	22	22	24	12
定員充足率	0.80	0.87	0.89	0.93	0.94	0.94	0.96	0.95	6%
地域児童育成会	0.80	0.87	0.91	0.94	0.93	0.92	0.95	0.96	5%
民間放課後児童クラブ	1.00	0.91	0.78	0.90	0.99	1.00	1.00	0.93	15%

# 待機児童対策の現状と課題、ニーズについて

待機児童対策の現状 ➤ 放課後児童クラブの定員拡充が困難（資源不足、予測の限界etc）

全てのニーズに応え続けるためには、従来の対策では限界がある  
持続可能な子どもの居場所づくり（現在は主に待機児童対策）を進めていくために…

## ▽整備手法の見直し

育成会 ➤ 定員上限見直し・弾力運用

民間 ➤ 市外社福法人・営利企業参入

## ▽措置対象の精査

≪実際の利用状況≫

学年が上がると利用率が下がる

理由：成長に伴い、居場所は多様化

新しい居場所づくり  
＝高学年の居場所確保

2学期以降退所が増える

理由：夏休みだけ育成会を利用したい  
というニーズもある

夏期臨時地域児童育成会  
＝夏休みの居場所確保

様々なニーズに応じられる受け皿を準備でき、待機児童対策としての取り組みが、全ての子どもに安心して過ごしてもらえる居場所づくりにもつながっていく。

# 学年(成長)に応じた放課後の居場所の考え方

## 放課後の居場所の「ありたい姿」の方向性 (イメージ)

低学年



高学年

- ・ 家庭機能の補充・手厚い見守り
- ・ 安心、安全を最優先
- ・ 子ども・家庭に応じた選択

- ・ 自主性・自立を尊重
- ・ 子ども・家庭に応じた選択
- ・ 学童とゆるやかな見守り、塾・習い事等の併用

# 放課後児童対策パッケージ一覧

待機児童対策及び放課後の居場所に対する保護者のニーズを踏まえ、今まで実施してきた対策だけでなく、様々な視点から子どもの放課後の居場所について検討した対策（施策）パッケージを策定し、すべての子どもが放課後を安心して過ごせる環境づくりを進める。

すでに実施している施策

- ① 夏期臨時地域児童育成会の開設
- ② 民間放課後児童クラブ運営事業者の公募

令和8年度に開始する施策

- ③ 営利企業の民間放課後児童クラブへの運営参入
- ④ 民間放課後児童クラブ運営費補助金の基準額見直し
- ⑤ 地域児童育成会の校区外利用
- ⑥ 公共施設等の活用（児童館・人文センター）\_放課後ひろば（仮称）

令和8年度以降検討を進める施策

- ⑦ 新しい放課後の居場所の検討
- ⑧ 学校施設等の活用（育成会拡充・民間事業者の参入）

令和9年度に開始する施策

- ⑨ 育成料の見直し

# 令和8年度(2026年度)に実施すること

- ① 夏期臨時地域児童育成会の開設  
低学年の待機児童が多い学校区に、夏休み期間のみ臨時開設  
夏休み期間の利用を希望する家庭のニーズに対応することで、通年利用の申請数が一定減少することを見込む
- ② 民間放課後児童クラブ運営事業者の公募  
待機児童が出ている学校区への公募及び他市の社会福祉法人等も対象とした非営利法人の誘致活動 **拡充**
- ③ 営利企業の民間放課後児童クラブ運営への参入  
新たな受け皿として試行導入（待機児童が多い学校区を予定） **新規**
- ④ 民間放課後児童クラブ運営費補助金の基準額見直し  
近年の最低賃金の上昇や物価高騰に伴い、実情に合わせた運営費の補助基準額へ見直しを行い、安定的な運営を図る **拡充**
- ⑤ 地域児童育成会の校区外利用  
居住している学校区以外の空きのある地域児童育成会の利用開始（予定） **新規**
- ⑥ 公共施設（児童館・人権文化センター）等の活用\_放課後ひろば（仮称）  
児童館・人権文化センター・公民館等、放課後の居場所となる施設に共通の看板（ステッカー等）を掲げる **新規**
- ⑦ 新しい放課後の居場所の検討  
地域住民等の参画による子どもの体験・交流活動を目的とした既存の放課後子ども教室と子どもが安心して過ごせる  
新しい居場所について、それぞれの目的や役割を整理し、効果的な事業の在り方を検討 **新規**
- ⑧ 学校施設及び公共施設の活用（育成会拡充・民間事業者の参入）  
待機児童数や入所申請数の推計データを参考に、個別の学校区に合わせた対策を検討 **新規**
- ⑨ 育成料の見直し（値上げ及び減免階層の金額見直し）  
令和9年（2027年）4月1日施行に向けて周知に努める（周知期間1年）

### ③ 営利企業の民間放課後児童クラブ運営への参入

新たな受け皿として試行導入（待機児童が多い学校区を予定）

#### 【概要】

これまで、民間放課後児童クラブの公募にあたっては、非営利の社会福祉法人であることを応募要件としてきたが、運営事業者の確保が困難な状況となってきた。

今後、さらなる定員を確保するため、株式会社等の営利企業が参入できるよう新たに要綱等を整備し、募集を進めていく。

## ⑤ 地域児童育成会の校区外利用

居住している学校区以外で空きのある地域児童育成会の利用開始（予定）

### 【概要】

校区によって、定員に余裕がある施設も複数存在していることから、待機児童対策として定員に余裕のある施設における校区外児童の受け入れの制度を整備し、資源の有効活用を図る。

## ⑥ 公共施設（児童館・人権文化センター）等の活用

### 放課後ひろば（仮称）（モデルイメージ：赤ちゃんの駅）

#### 概要

児童館・人権文化センター・公民館等の公共施設等に共通の看板（ステッカー等）を掲げることで、該当する施設が放課後の居場所であることを広く児童や市民に認知してもらう。

#### ■ 期待される効果

- ・ 高学年の放課後の居場所確保
- ・ 放課後児童クラブの負担軽減及び待機児童対策
- ・ 公共施設の有効活用

#### ■ 対象施設\_R8(2026).2月時点

- ・ 児童館
- ・ 人権文化センター
- ・ 公民館

#### ■ 利用形態

- ・ 自由来館制（ランドセルは家に置いてくる）
- ・ 利用時間・帰宅時間の管理は家庭の責任を原則とする

※ 現行の運営・利用形態を変えるものではない

# ⑦ 新しい放課後の居場所づくり（見守り）

子どもの放課後の居場所について、子どもや家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、充実が求められている

国策定の「放課後児童対策パッケージ2026」でも、多様な放課後の居場所づくりを推奨

## ■ 現在の放課後子ども教室

全23校区中18校区で実施している

実施タイプ	校数	主体
出前児童館	5	児童館
地域主体	7	保護者・地域住民
放課後遊ぼう会	6	保護者・地域住民 放課後遊ぼう会

※ただし、週5で開催できているのは仁川小のみ  
他は週1・2・3、月1・2・3などで開催

(参考) 放課後子ども教室（見守り）を民間委託した場合

委託料（事業者見積） 1校 約1,000万円/年

## ■ 今後の課題や検討内容

- 子どものニーズ把握
  - ・ 年齢・学年別の利用ニーズ
- 居場所の形態別検討
  - ・ 見守り型 or プログラム型
- 運営体制・人材
  - ・ 運営手法の整理  
(委託・直営・有償ボランティア等)
- 安全・安心の確保
  - ・ 見守り体制の在り方
  - ・ 事故・トラブル防止、緊急時対応
- 実施・場所
  - ・ 学校・公共施設等の精査
- 費用・持続可能性
  - ・ 運営コスト
  - ・ 継続実施への課題整理
- 他施策との事業整理
  - ・ 既存事業との役割分担
  - ・ 重複や空白の解消

形態の特性や効果、運営面の課題、既存の事業との関連性、コスト、費用及び投資対効果等を踏まえ、子ども及び市にとって適切な方法を令和8年度（2026年度）に検討

## ⑧ 学校施設等の活用（育成会拡充・民間事業者の参入）

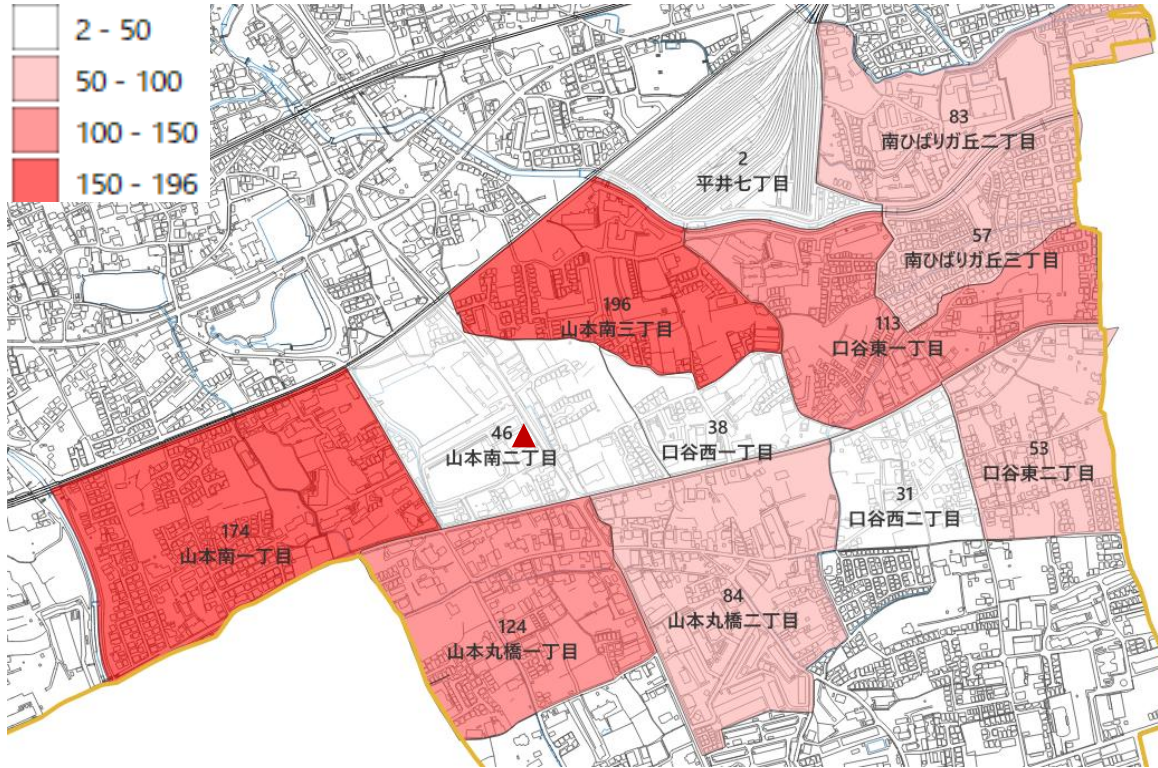
待機が出ている状況（施設、定員、設置場所、近隣公共施設等）は学校区ごとに異なる。そのため、待機児童が出ている学校区を中心に各学校区ごとにマッピング等を行い、待機児童対策のフェーズにおける「ありたい姿」イメージ図をベースに各学校区における最適な対策（カルテ）を費用対効果・投資対効果等を勘案しながら作成。

### 【待機児童対策】

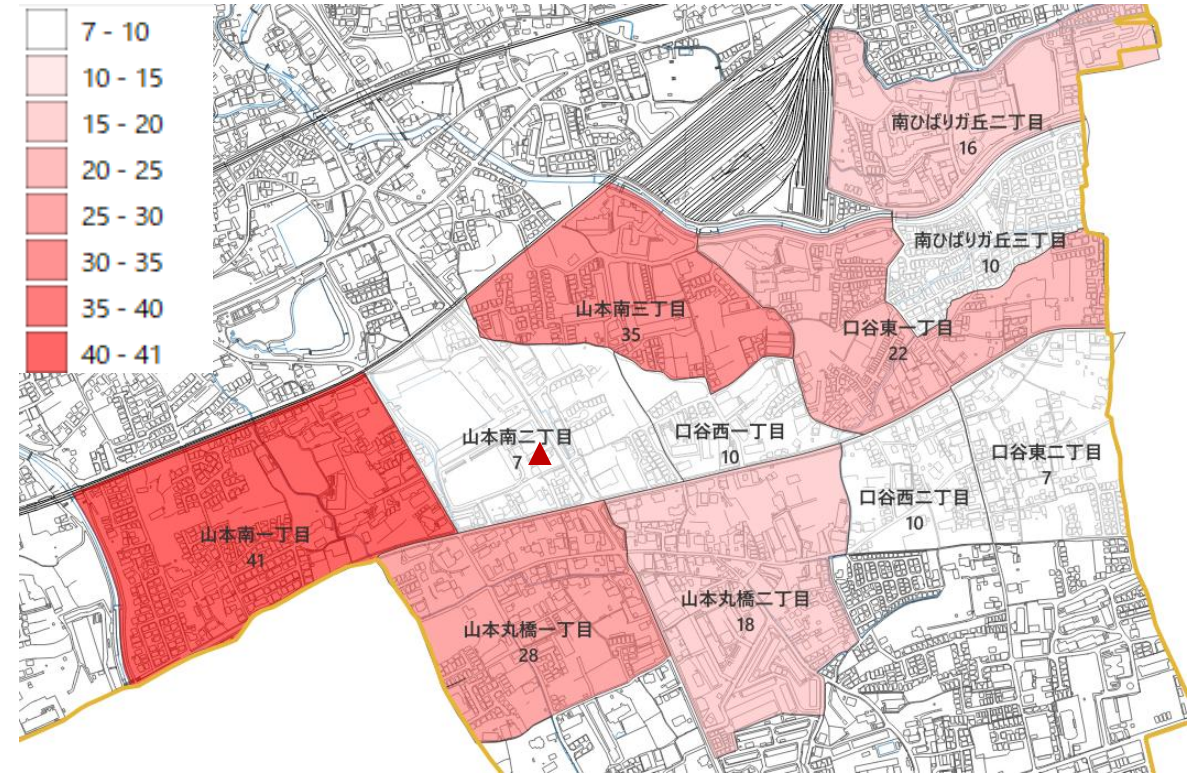
- 学校施設の活用（育成会拡充）
- 公共施設の活用（民間事業者の参入）
- 民間放課後児童クラブ運営事業者（非営利）の公募
- 営利企業の民間放課後児童クラブへの運営参入
- 地域児童育成会の校区外利用

# 長尾南小学校 (例)

児童情報



育成会申請者情報



町丁ごとの児童の分布状況を分析しながら、  
各選択肢の中から最適なものを検討していく。

# ⑨ 育成料の見直し（令和9年度(2027年度)から）

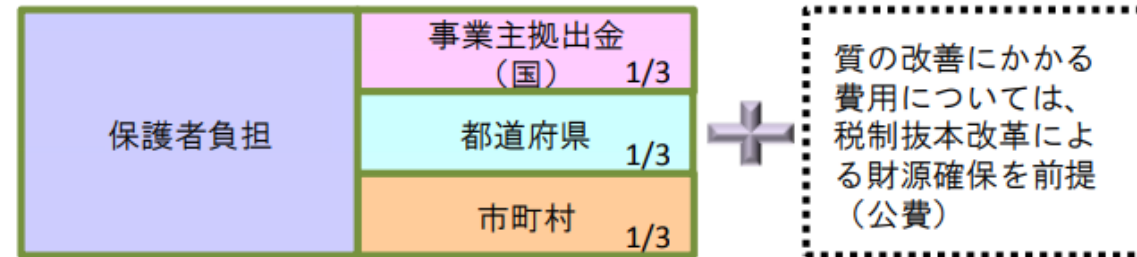
## 概要

子ども・子育て支援新制度が平成27年度(2015年度)に施行されて以降、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、放課後児童対策の充実に取り組んできた。

これまで国や県において制度の運営や財政支援が進んできたものの、将来にわたって本市の放課後児童健全育成事業の安定的な運営を維持するため、現状に沿った適正な育成料の水準にする必要がある。

放課後児童クラブにおける費用負担の割合に関する考え方として、保護者負担の適切な割合が2分の1であることを前提に国の補助基準額が設定されていることから、その設計に基づいて育成料の見直しを行う。(資料抜粋部分は、右図のとおり。)

(イメージ図)



## 今後

令和9年度(2027年度)からの適用に向け周知期間を確保するため、条例改正案を6月議会に提案  
今後の国における制度設計の変更に備え、規則委任することも検討する。

# パッケージ事業

## 令和8年度（2026年度）当初予算

（人件費）

地域児童育成会事業 : 416,443千円 + 約416,500千円（前年：392,070千円 + 約415,000千円）

民間放課後児童クラブ運営支援事業 : 266,667千円（前年：245,415千円）

放課後子ども教室推進事業 : 11,962千円（前年：11,616千円）

### ■パッケージに係る事業費

（千円）

No.	パッケージ事業名	実施時期	該当事業	歳出			
				総額	財源内訳		
					国県支出金	その他	一般財源
①	夏期臨時地域児童育成会	実施済	地域児童	11,913	4,384	3,784	3,745
②	民間放課後児童クラブ運営事業者公募	実施済	民間	31,189	17,116	4,231	9,842
③	営利企業の民間放課後児童クラブ参入	R 8	民間	12,839	8,558	1,287	2,994
④	民間放課後児童クラブ運営補助金の基準額見直し	R 8	民間	29,366	0	8,828	20,538
⑤	地域児童育成会校区外利用	R 8	地域児童	0	0	0	0
⑥	公共施設等の活用（児童館・人文センター）	R 8	地域児童	0	0	0	0
合 計				85,307	30,058	18,130	37,119
⑦	新しい放課後の居場所づくり	R 8 検討	子ども教室	未定	未定	未定	未定
⑧	学校施設等の活用（育成会拡充・民間事業者参入）	R 8 検討	地域児童 民間	未定	未定	未定	未定

財源内訳の「その他」内訳：2,174千円（育成料） 15,956千円（子ども未来基金）

# 放課後児童の居場所におけるイメージ図

	学校敷地内	幼稚園跡地	その他公共施設・民間施設	自宅・塾・習い事等 公が関与しないもの
低学年	<p>⑤・⑨ 地域児童 育成会 (公設公営)</p>	<p>②・④・⑧・⑨ 民間放課後 児童クラブ (「公設民営」的 位置づけ(※))</p>	<p>②・④・⑧・⑨ 民間放課後 児童クラブ (「公設民営」的 位置づけ(※))</p>	
高学年	<p>⑦ 各種見守り活動 ・放課後子ども教室 ・コミスク 等々・・・</p> <p>⑤・⑨ (空きがあれば) 地域児童 育成会</p>	<p>②・④・⑧・⑨ 民間放課後 児童クラブ (「公設民営」的位置づけ) (低学年を優先としながら、 空きがあれば、高学年も選択 可能とする。主は非営利運営 を想定)</p>	<p>③ 民間放課後 児童クラブ (営利における育成料は 今後整理する)</p> <p>⑥ その他居場所 放課後ひろば・居場所づくりに 対するゆるやかな補助制度 等 (公が関わる)</p>	

※ 公設公営で充足するまでは**非営利/営利**問わず、公設公営と同じ育成料で実施(待機児童対策の役割を担うため)  
(主は非営利運営を想定)

- 低学年は公設公営・公設民営的位置づけ(=公設公営と同等)でカバーし切る。
- 待機児童が発生している状況を含めてのイメージ図。待機児童解消後は、適宜対策の実施を見直す。

# 放課後の居場所の「ありたい姿」

## すべての子どもが、安心して過ごせる放課後の居場所づくり

- 低学年の児童は、家庭機能の補充、手厚い見守り、児童の安全性を考えると、学校敷地内及びその周辺での保育のニーズが高いため、放課後児童クラブを基本とする
- 高学年の児童は、ゆるやかな見守りを中心とした居場所の確保を基本とする。ただし、学年や一律の区分にとらわれず、子どもと家庭の実情に応じた選択肢の確保を重視し、高学年であっても放課後児童クラブを選択できる仕組みとする